

## 第8号議案

業務開始時のグループ及び室の設置、職位の任命並びに事務局への権限付与について

(案)

1. 業務規程第9条第5項に基づき、以下のとおりグループ及び室を置く。

(1) 総務部に次の各号に掲げるグループを置き、次の各号に掲げるグループは、それぞれ当該各号に定める事項に関する業務を処理する。

- 一 総合調整グループ 総合調整、役員・秘書、理事会
- 二 総務グループ 通常総会・臨時総会、評議員・評議員会、文書・情報の管理、建物・備品、防災・災害対策、法務、環境
- 三 人事グループ 人事・労務
- 四 経理グループ 経理、委託・購買契約
- 五 広報グループ 広報、系統情報の公表
- 六 情報システムグループ 需要家スイッチング支援、情報システム（運用部所管のものを除く。）

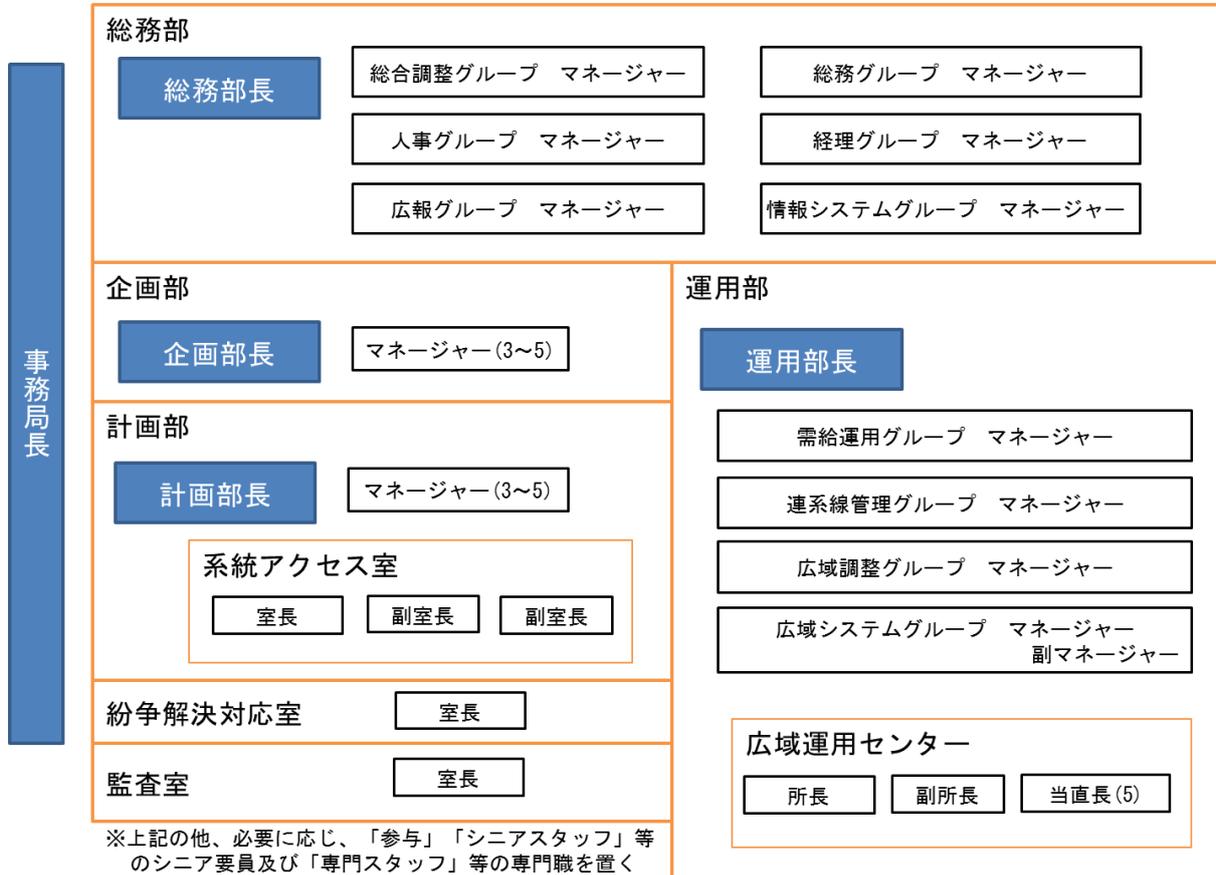
(2) 計画部に系統アクセス室を置き、系統アクセス室は、業務規程第6章に定める系統アクセスに関する業務を処理する。

(3) 運用部に次の各号に掲げるグループを置き、次の各号に掲げるグループは、それぞれ当該各号に定める事項に関する業務を処理する。

- 一 需給運用グループ 需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給悪化時等の対応
- 二 連系線管理グループ 地域間連系線の管理（広域調整グループ所管のものを除く。）
- 三 広域調整グループ 地域間連系線の運用容量・マージン、作業停止計画調整、広域周波数調整
- 四 広域システムグループ 広域機関システムの開発・運用・保守、通信回線の運用・保守

(参考)

### 電力広域的運営推進機関 発足当初の事務局体制



3. 事務局の職制及び権限に関する規程に基づき、別表の通り、事務局長及び各職位に事務処理の権限を付与する。また、別紙のとおり、事務局内での決裁処理のための起案書の様式を定める。

## 権限表

(凡例：○=各職位の所管の範囲で決裁できる、金額=予算の範囲内かつ各職位の所管の範囲で1件当たり表示金額を上限に決裁できる)

1. 各部共通				
項目	事務局長	部長、 紛争解決対応室 長、 監査室長	システムアクセ ス室長、 所長、 マネージャ ー	当直長、 副室長、副 所長
官公庁その他に対する諸願届、報告 (重要なものを除く。)	○	○ (緊急時に限 る。)		
広報及び情報公表の内容の決定(日 常的な業務運営に関するものに限 る。)		○		
会員等に対する連絡・依頼文書の作 成(日常的な業務運営に関するもの に限る。)	○ (各部等横 断的な内容 に限る。)	○		
職員の事務処理のための様式等の制 定		○		
配下の職位及び職員に対する出張命 令(海外出張を除く)	○	○	○ (宿泊を伴 わない出張 に限る。)	
書籍等の購入		10万円		
会議費用その他雑費用の支出	50万円	30万円	10万円	
2. 総務部				
項目	事務局長	総務部長	マネージャ ー	—
会員の加入・脱退		○		
職員の異動(部内における所属グル ープの変更に限る。)		○		
職員研修の実施		100万円		
健康診断、安全衛生行事の実施		○		

各部・室への予算の配分(各部共通の権限に関するものに限る。)		○		
物品・役務の購買(入札の実施及び契約の締結を含む。)		160万円		
委託又は請負契約の締結(入札の実施を含む。)		250万円		
賃借契約の締結(入札の実施を含む。)		80万円		
振替に係わる会計処理		○		
消費税の申告、納付		○		
送金、振込手数料の支払		○		
法定資格者の選任、解任		○		
3. 運用部				
項目	事務局長	運用部長	マネージャー、所長	当直長
業務規程第7章(需給状況の監視)に基づく需給に関する計画の取りまとめ、公表(月間、翌日)		○ (月間)	○ (週間以降)	○ (週間以降、日勤不在時に限る。)
業務規程第8章(需給状況の悪化時の指示等)に基づく会員等への指示・要請		○		○ (緊急時に限る。)
業務規程第9章(地域間連系線の管理)に基づく運用容量・マージン・空容量の算定、公表		○ (月間)	○ (週間以降)	○ (週間以降、日勤不在時に限る。)
業務規程第9章(地域間連系線の管理)第66条(連系線の計画潮流)に基づく供給先未定発電事業者等の計画書等の妥当性の確認※		○		
業務規程第9章(地域間連系線の管理)に基づく連系線の計画潮流の管理(利用計画・通告値の登録及び変更)、送電可否判定、混雑処理			○	○ (翌々日～当日)

業務規程第9章（地域間連系線の管理）第77条（空おさへの抑制の仕組み）に基づく賦課金を課す対象となる連系線の設定			○ （計画変更 賦課金）	○ （通告変更 賦課金）
業務規程第9章（地域間連系線の管理）第78条（マージンの利用）に基づくマージンの利用の承認及び取消		○		
業務規程第9章（地域間連系線の管理）第80条（緊急時の連系線の使用）第1項に基づく連系線の運用容量拡大の承認、同条第2項に基づく一般電気事業者たる会員に対する報告の請求		○		○ （緊急時に 限る。）
業務規程第9章（地域間連系線の管理）に基づく業務に関する系統利用者からの系統コード申請への回答			○	
業務規程第10章（作業停止計画の調整）及び第11章（系統情報の公表）に基づく作業停止計画の承認・公表		○ （月間）	○ （週間以 降）	○ （週間以 降、日勤不 在時に限 る。）
業務規程第11章（系統情報の公表）に基づく作業停止の実績の公表				○
業務規程第11章（系統情報の公表）に基づく連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線の故障状況の公表			○	○ （緊急時に 限る。）
4. 計画部				
項目	事務局長	計画部長	マネージャ ー、室長	副室長
送配電等業務指針第35条に基づく、実施案の応募者に対する情報提供（守秘義務契約の締結を含む。） ※		○		
業務規程第6章（系統アクセス）に基づく一般電気事業者たる会員に対する各種依頼・要請			○	
業務規程第6章（系統アクセス）に基づく申込書類の受付及び修正要請				○

業務規程第6章（系統アクセス）に基づく発電設備等系統連系希望者に対する回答遅延の理由等の説明			○	
5. 紛争解決対応室				
項目	事務局長	紛争解決対応室長	—	—
業務規程第17章（苦情及び相談）に基づく会員等からの苦情・相談に対する回答（軽易な調査又は調整により対応できるものに限る。）		○		

※業務規程変更案及び送配電等業務指針策定案について、経済産業大臣の認可を受けた日から効力を発する。

# 起案書

(事務局決裁用)

番号	第 号	保存 期間	
起案日	平成 . .	起案 箇所	部・室
決裁日	平成 . .		グループ・室
			担当者
件名			
決 裁			
回 付			